

波平石原西南地区 地区計画チェックシート

届出書類の内容を確認し、確認欄にチェック☑して申請時に提出をお願いします。

届出行為の種類		確認欄	
建築物（新築、増築、改築、移転、用途変更、意匠の変更）※確認申請を伴わない増築も含まれます。 工作物の建設（新築、増築、意匠の変更）			
届出書類チェック項目		確認欄	
1	敷地面積は、敷地面積の最低限度以上となっているか。	☐	
	地区の区分（用途地域）		敷地面積の最低限度
	田園住宅地区（第1種低層住宅専用地域） 沿道住宅地区（第1種中高層住宅専用地域）		300㎡（約90坪） 260㎡（約80坪）
2	建築物の高さは基準値以内となっているか。（建築基準法の地盤面から設備類を含めた高さ）	☐	
	地区の区分（用途地域）		建築物の高さの限度（建築付属物を含む）
	田園住宅地区（第1種低層住宅専用地域） 沿道住宅地区（第1種中高層住宅専用地域）		10m 15m
3	道路に面する建築物の壁面等（柱、出窓、外階段、ベランダ）の後退距離と庇の制限	☐	
	【 県道6号線及び村道中央残波線 】 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から2.5m以上後退しているか。 庇は、道路境界線から1.5m以上後退しているか。		
	【 主要区画道路 】 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から2.0m以上後退しているか。 庇は、道路境界線から1.0m以上後退しているか。		
	【 区画道路及び区画通路 】 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から1.5m以上後退しているか。 庇は、道路境界線から0.5m以上後退しているか。		
	隣地境界線から1m以上後退しているか。庇は、道路境界線から0.5m以上後退しているか。 ※ 平面図に、後退距離を図示して下さい。（最も狭い場所の距離） ※ 出窓、外階段、ベランダ等、設備類（室外機・給湯器・貯水槽等）設置は、壁面制限の対象となります。		
4	建築物の屋根は、屋根勾配20%以上かつ屋根面積は建築面積の1/3以上となっているか。 屋根に用いる色彩は原色を避け、周囲と調和した色彩となっているか。 ※ マンセル値で図示して下さい。	☐	
	外壁の基本色は、N又はY、YR、Rの色相で明度8以上、彩度2以下であるか。 ※ 立面図に、マンセル値で図示して下さい。 （強調色を使用する場合は、寸法及び計算式を図示して下さい。）		
5	【 住宅用途 】 強調色は各面の見付け面積の5%以内になっているか。 【 商業・業務用途 】 強調色は各面の見付け面積の10%以内になっているか。	☐	
	垣または柵の構造は、下記のいずれかの形状に該当しているか。（高さを図示してください。）		
6	(1) 生け垣	☐	
	(2) 道路面（歩道面）より高さ60cm以下（擁壁のある敷地については30cm以下）の植栽柵を設け、これに植栽、生け垣を施したもの。		
	(3) (1)に加えフェンス等透視性のあるものを設置したもので、その高さを道路面（歩道面）から1.5m以下としたもの。		
	(4) 道路面（歩道面）から60cm以下のブロック又はコンクリート等にフェンス等透視性のあるものを設置したもので、その高さを道路面（歩道面）から1.5m以下としたもの。		
7	敷地面積の10%以上を緑化しているか。（ 読谷村景観条例の届出対象行為に該当する行為に遵守する基準 ） ※ 道路・歩道等側から容易に見通せる場所に配置して下さい。	☐	
8	駐車場は、路上駐車がないように敷地内で計画しているか。 ※ 駐車スペースの寸法・台数が確認できるよう、平面図に図示して下さい。	☐	
9	電柱は道路に接して住宅敷地内に配置し、電気、電話等の引き込みは受電ポール型としているか。 ※ 設置位置を図示して下さい。	☐	
10	周辺に、冠水や汚水等による被害が生じないように雨水浸透機能がある浸透柵や緑地等を利用した敷地内浸透を計画しているか。 ※ 平面図等に図示して下さい。	☐	
11	広告、看板類について、自己の用に供する広告物となっているか。 また、下記に該当する広告物ではないか。（ 設置の有無について、図示して下さい。 ）	☐	
	(1) 一边の寸法が1.2mを超えるもの、若しくは表示面積が1㎡を超えるもの。		
	(2) 壁面広告物以外のもの。 (3) 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観、風致を損なうもの。		
12	自動販売機等を設置する場合に遵守する基準（ 設置の有無について、図示して下さい。 ）	☐	
	(1) 村道中央残波線・主要区画道路1-1号の沿道を除き設置してはならない。		
	(2) 設置する場合は、道路交差点から15m以上離れた場所に設置するものとする。 (3) 設置する場合は、原色を避け周囲と調和した色彩とする。		

※1. 申請書類は、2部（正副各1部）提出をお願いします。

※2. チェック項目の詳細は、運用基準を参照して下さい。

※3. 一団の土地の面積が、500㎡以上3000㎡以下の土地を開発する場合には、開発条例の協議が必要となります。